東かがわ市告示第38号

東かがわ市災害応急用井戸登録制度実施要領を次のように定める。

令和６年３月21日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市災害応急用井戸登録制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大規模災害や渇水により上水道の広域的な断水（以下「災害等による断水」という。）が発生した場合に、その復旧又は給水体制が整うまでの間、地域における生活用水を応急的に確保するための災害応急用井戸の登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　生活用水　生活用（清掃用、トイレ用、洗濯用等）として日常生活の用に利用することができる水をいう。

（２）　災害応急用井戸　個人又は法人が所有又は管理し、かつ、現に使用している井戸のうち、災害等による断水の発生時に当該井戸水を地域の応急の生活用水として無償提供することを所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が同意した井戸をいう。

（登録）

第３条　災害応急用井戸の登録をしようとする所有者等は、東かがわ市災害応急用井戸登録申込書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、次の各号の全てを満たしている場合には、災害応急用井戸を登録するものとする。

（１）　市内に所在し、かつ、現に使用している井戸で、今後も引き続き使用を予定しているものであること。

（２）　災害等による断水の発生時に、地域住民に井戸水を生活用水として無償提供することができる井戸であること。

（３）　災害等による断水の発生時に、地域住民が使用することができる場所にあること。

（４）　井戸の所在地の公表に関してその所有者等の同意があること。

３　市長は、前項の規定により登録を決定したときは、当該所有者等に対し、東かがわ市災害応急用井戸登録証（様式第２号）及び災害応急用井戸表示プレートを交付するものとする。

４　登録の有効期間は、登録の日から第８条に規定する登録解除の日までとする。

（公表）

第４条　市長は、災害応急用井戸を広く周知するため、その所在地を公表するものとする。

（所有者等の配慮等）

第５条　第３条第３項の登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、災害等による断水の発生時における災害応急用井戸の提供に当たっては、円滑かつ公平に地域住民が利用できるように配慮するものとする。

２　登録者は、災害応急用井戸が枯渇その他の理由により利用不能となったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（状況把握）

第６条　市長は、災害等による断水の発生時に災害応急用井戸が十分に活用できるよう、井戸の設置状況の把握に努めるものとする。

（登録内容の変更等）

第７条　登録者は、所有者等の変更等登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（登録解除）

第８条　災害応急用井戸の登録の解除は、登録者の申し出があった場合又は災害応急用井戸として不適当と市長が判断した場合に行うことができるものとする。

２　市長は、前項の規定により登録を解除する場合は、登録者に対しその旨を通知するものとする。

３　前項の通知を受けた登録者は第３条第３項の登録証及び表示プレートを市長に返却するものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

東かがわ市災害応急用井戸登録申込書

（申込日）

年　　月　　日

東かがわ市長　　　　　　　あて

（所有者又は管理者）

氏　　名 ____________________

住　　所 東かがわ市____________

電話番号 ______ ―　　　― ______

井戸の場所（住所と同じ場合は省略）	※該当するもの全てにチェックをして下さい。		
	汲み上げ方法	種類	利用状況
東かがわ市	□つるべ・□手押しポンプ・□電動ポンプ・□エンジンポンプ・□無し	□堀井戸 □打込井戸	□飲用 □非飲用
東かがわ市	□つるべ・□手押しポンプ・□電動ポンプ・□エンジンポンプ・□無し	□堀井戸 □打込井戸	□飲用 □非飲用
東かがわ市	□つるべ・□手押しポンプ・□電動ポンプ・□エンジンポンプ・□無し	□堀井戸 □打込井戸	□飲用 □非飲用

私が所有又は管理する井戸を**東かがわ市「災害応急用井戸」の手引き**の内容を十分確認したうえで、災害応急用井戸として登録を申し込みます。

なお、登録に当たっては下記事項について同意します。

記

(1)　大規模災害や渇水により上水道の広域的な断水が発生した場合に、飲用以外の生活用水（清掃用、トイレ用、洗濯用等用水）として井戸水を活用するため、ボランティアで地域住民の方々に井戸水を提供します。

(2)　登録された災害応急用井戸の所在地情報について、市のホームページ等での公表に同意します。

(3)　井戸が枯渇その他の理由により利用不可能となったときは、その旨を市に連絡します。

(4)　登録の解除を希望する際は、その旨を市に連絡します。

※ウラ面に「井戸の位置（略図）」をお書きください。

（ウラ面）

登録する井戸の位置図

※井戸と周辺の目印となる建物等との位置関係がわかるよう、略図をお書きください。

様式第２号（第３条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

東かがわ市長

東かがわ市災害応急用井戸登録証

年　月　日付で申込みのありました井戸を災害応急用井戸に登録しましたので、東かがわ市災害応急用井戸登録制度実施要領第３条第３項の規定に基づき、登録証を交付します。

１　登録番号

２　登録年月日

３　所有者等

４　井戸の所在地

５　登録期間
災害応急用井戸の登録の日から
東かがわ市災害応急用井戸登録制度実施要領第８条に基づく登録解除の日まで

※　この登録証は、登録解除をした場合に市への返却が必要となりますので大切に保管してください。